

令和5事業年度業務実績自己評価書（案）

令和6年5月

独立行政法人水資源機構

本資料は、作成段階の業務実績報告書（案）であり、今後、数値、記載内容等の変更を行う場合がある。

特に、黄色着色部はペンディング項目や各部室課にて文章等校正中の項目を含む箇所を示す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調書 No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
1-1 水資源開発施設等の管理業務		A	A				1-1	
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重				1-1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減		<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重				1-1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応		<u>A○</u> 重	<u>S○</u> 重				1-1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上		B	B				1-1-4	
1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		B	A				1-1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務								
1-2-1 ダム等建設業務		<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重				1-2-1	
1-2-2 用水路等建設業務		<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重				1-2-2	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			
2．業務運営の効率化に関する事項								
2-1 業務運営の効率化		B	B				2-1	
3．財務内容の改善に関する事項								
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途		B	B				3	
4．その他の事項								
8-1 内部統制の充実・強化		B	B				4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		A	B				4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等		B	B				4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実		B	B				4-4	
8-5 地域への貢献等		B	B				4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項		B	B				4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 困難度：「高」 （1－1－1 安全で良質な水の安定した供給） 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。 （1－1－2 洪水被害の防止・軽減） ①降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。②近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。④ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。⑤新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
2. 主要な経年データ			

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
								予算額（千円）	45,658,521				
								決算額（千円）	43,976,813				
								経常費用（千円）	114,032,433				
								経常利益（千円）	△428,948				
								行政コスト （千円）	114,021,919				
								従事人員数	852	884			

（注1）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【1-1 水資源開発施設等の管理業務】 1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 - 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は 100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）は 100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である 100%を達成した。①（利水課） ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者を始めとする関係機関との連携を強化した。②（利水課） より効率的な水運用として低水管理の合理化を進めるため、一部ダムにおいて A I を用いた流入量予測や放流量の設定の試行運用を行い、データ蓄積や課題整理等を行うことで、I C T等新技術の活用について検討を行った。③（利水課） 須賀樋管、北総東部用水、成田用水及び霞ヶ浦用水において、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握に努めた。また、須賀樋管において、水利用の実態を踏まえ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関と水利権更新に向けた協議調整を進めた。④（利水課） 10月以降の流況悪化は、しだいに対象水系を拡大し、3月時点においては、利根川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系の4水系が同時に渇水対応を行う状況となり、各水系ではきめ細やかな操作が求められる状況となった。 特に顕著な取組として、淀川水系桂川の日吉ダムでは、観測史上最低水位を記録する中、下流利水基準点において 1cm単位の水位変動を予測した操作を行い、きめ細やかなダム操作によって確保流量の維持に努めた。 また、筑後川水系においては、渇水調整連絡協議会にて諮られた目的、管理者が別な流域の 6 ダム等統合運用を行い、水源の延命を図り、市民生活、社会経済活動への影響の回避または緩和を行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。③（○利水課＋ダム管理課） 1-1-2 洪水被害の防止・軽減 - 洪水調節を目的に含む 16 ダムにおいて延べ 45 回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合 100%を達成した。①（ダム管理課） 特に顕著な取組実績として、令和 5 年 7 月 7 日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、1 0 日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダムの流域でも、最大時間雨量 6 9 ㍉、総雨量約 5 1 0 ㍉を記録	1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 - 困難度「高」と設定された本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成した。 特に顕著な取組として、淀川水系桂川の日吉ダムでは、観測史上最低水位を記録する中、下流利水基準点において 1cm単位の水位変動を予測した操作を行い、きめ細やかなダム操作によって確保流量の維持に努めた。 また、筑後川水系においては、渇水調整連絡協議会にて諮られた目的、管理者が別な流域の 6 ダム等統合運用を行い、水源の延命を図り、市民生活、社会経済活動への影響の回避または緩和を行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たすことができたと考え、A評価とした。 1-1-2 洪水被害の防止・軽減 - 困難度「高」と設定された本項目について、上	

				し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530立方メートルに達した。 今回の豪雨において、寺内ダムでは10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時前後の降雨流出予測で約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の8割を使い切り、さらに洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分には「緊急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住民の避難措置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間50[㊦]を超える強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到達する時刻が、それまでの予測よりも2時間も早まることが降雨流出予測で明らかとなったため、急遽、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。 その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。緊急放流には至ったものの、約8時間の間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、ダム下流の金丸橋地点の最高水位（3.89m）は、同地点の氾濫危険水位（3.87m）から2cmの超過に抑えられた。寺内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は5.27m（氾濫危険水位＋1.4m）に達し、深刻な浸水被害を回避させたものと考え。普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規定に基づき的確な操作を実施することができた。①（ダム管理課） 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作（緊急放流を含む）、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 各水系に設置された流域治水協議会（9協議会）において、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（36協議会）に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。 ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。②（〇ダム管理課＋利水課） 洪水時には地方公共団体を始めとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った全16ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムにによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。 地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を59件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。③（ダム管理課）	述の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成した。 特に顕著な取組実績として、令和5年7月7日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、10日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダムの流域でも、最大時間雨量69[㊦]、総雨量約510[㊦]を記録し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530立方メートルに達した。 今回の豪雨において、寺内ダムでは10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時後の降雨流出予測で約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の8割を使い切り、さらに洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分には「緊急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住民の避難措置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間50[㊦]を超える強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到達する時刻が、それまでの予測よりも2時間も早まることが降雨流出予測で明らかとなったため、急遽、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。 その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。緊急放流には至ったものの、約8時間の間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、ダム下流の金丸橋地点の最高水位（3.8
(2) 異常洪水に備えた対応の強化					
令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた					

				検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結（特定施設 24 ダム、利水ダム 12 ダム）し、事前放流等に取り組んでいる。 令和５年度は、特定施設の５ダムで延べ ５回、利水ダムの２ダムで延べ 10 回の事前放流を実施した。（○ダム管理課＋利水課） 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の 230mm を超過する予測となったため、 7 つの関係機関や利水者と協議の上で、 5 月 6 日 16:30 から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約 1, 141 万m³ の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下の EL. 878. 75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約 236m³/ s の放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。（利水課） アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実務的に浸透を図るため、B R I D G E（研究開発と S o c i e t y 5. 0 との橋渡しプログラム）における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和５年度に受託し、S I PⅡ期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術をベースに予測技術の融合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンブル降雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組んでいる。 ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続した。令和５年度は、ダム群連携操作に係る荒川水系の二瀬ダム管理所、荒川上流河川事務所、関東地方整備局へ説明を実施し、システムの有効性等について意見交換を行った。 なお、令和５年度は、２ダム群において効果検証が可能な出水が発生しなかったため、運用時の効果検証については次年度以降も継続的に実施する。（センター） 下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作（特別防災操作）の実施と検討に努めている。 令和５年度は、味噌川ダムにおいて２回の特別防災操作を実施し、ダムへの流入量をほぼ全量貯留することで、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。（ダム管理課）	9 m）は、同地点の氾濫危険水位（3． 8 7 m）から 2 c mの超過に抑えられた。寺内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は 5． 2 7 m（氾濫危険水位＋1． 4 m）に達し、深刻な浸水被害を回避させたものとする。普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規定に基づき的確な操作を実施することができた。 これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たすことができたと考え、A評価とした。
			1-1-3 危機的状況への的確な対応 (4) 災害時等における他機関への支援 7 月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえでポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。 また、令和 6 年能登半島地震により国営信濃川下流土地改良事業にて造成した右岸幹線用水路が漏水し早急に仮復旧する必要があることから、北陸農政局より備蓄資材の支援要請があり、利根導水総合事業所に保管している水輸送用塗覆装鋼管 φ 1650mm を支援した。 特に顕著な取組実績として、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分に発生した「令和 6 年能登半島地震」の被災地では、断水が広範囲に及んでおり、用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1 月 5 日 10 時より可搬式浄水装置による給水支援の準備を行うとともに、緊急災害対策支援本部会議を開催して被災地に向けて可搬式浄水装置による給	1-1-3 危機的状況への的確な対応 困難度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成し、質的に顕著な成果が得られた。 特に顕著な取組実績として、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分に発生した「令和 6 年能登半島地震」の被災地では、断水が広範囲に及んでおり、用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1 月 5 日 10 時より可搬式浄水装置による給水支援の準備を行うとともに、緊急災害対策支援本部会議を開催して被災地に向けて可搬式浄水装置による給	

				水支援を行うことを決定し、装置を保管している愛知用水総合管理所、利根導水総合事業所それぞれから能登半島に向けて装置の輸送を開始した。 同日 19 時 50 分、公益社団法人日本水道協会から「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、地震により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市に対して、可搬式浄水装置による応急給水支援の要請を受けて、支援先を珠洲市に決定した。 現地到着後は関係者との調整及び装置の組立・設置・試運転調整を行い、1 月 9 日の水質検査を経て、生活用水として自衛隊、北陸地方整備局及び応急給水支援を行う地方自治体の給水車両へ給水を開始した。 なお、この生活用水は、珠洲市総合病院や飯田小学校等の避難所における入浴支援に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、避難生活に疲れた心の癒やしになったと報道されている。 給水支援にあたり緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との連絡調整、災害対応に係る技術的支援を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に行われるよう、各種支援を的確に実施した。 なお、珠洲市では可搬式浄水装置による給水支援を開始する前は、ほとんどの応急給水活動の給水車は金沢市から 7 時間以上をかけて往復していたが、装置の稼働後は大幅に移動時間が削減され給水作業の効率化が図られるとともに、自衛隊をはじめ支援に駆けつけた地方自治体等支援者の負担軽減にも繋がった。 1 月 9 日に装置からの給水を開始し、3 月 31 日時点で 375 万㍓の給水、延べ 709 名の職員を派遣した。（危機管理監付） 加えて、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、1 月 13 日よりため池点検班として現地に派遣した。1 月 14 日より点検作業を開始し、3 月 31 日までため池点検 351 箇所、延べ 237 名の職員を派遣し、技術的な点検を実施した。（水路設計課） 機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。 平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の運転等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する操作訓練、説明会を行うなど、支援体制の強化を図った。また、追加の災害協定企業の公募を行い応募した 44 社と災害協定を締結し、前年度締結した 149 社と合わせて 193 社となり、更なる支援体制の整備を図った。 また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るため、可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連携強化を図った。（危機管理監付） 1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 令和 5 年度において我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数は 7 件であり、これら調査等も踏まえて以下の成果を得た。 機構は「活性化協議会」の事務局機関として、全体会議を 2 回開催したほか、活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討・相手国の関係機関等への提案を計 23 回実施した。 本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等を計 20 回実施した。	装置による応急給水支援の要請を受けて、支援先を珠洲市に決定した。 現地到着後は関係者との調整及び装置の組立・設置・試運転調整を行い、1 月 9 日の水質検査を経て、生活用水として自衛隊、北陸地方整備局及び応急給水支援を行う地方自治体の給水車両へ給水を開始した。 なお、この生活用水は、珠洲市総合病院や飯田小学校等の避難所における入浴支援に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、避難生活に疲れた心の癒やしになったと報道されている。 給水支援にあたり緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との連絡調整、災害対応に係る技術的支援を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に行われるよう、各種支援を的確に実施した。 なお、珠洲市では可搬式浄水装置による給水支援を開始する前は、ほとんどの応急給水活動の給水車は金沢市から 7 時間以上をかけて往復していたが、装置の稼働後は大幅に移動時間が削減され給水作業の効率化が図られるとともに、自衛隊をはじめ支援に駆けつけた地方自治体等支援者の負担軽減にも繋がった。 1 月 9 日に装置からの給水を開始し、3 月 31 日時点で 375 万㍓の給水、延べ 709 名の職員を派遣した。（危機管理監付） 加えて、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、1 月 13 日よりため池点検班として現地に派遣した。1 月 14 日より点検作業を開始し、3 月 31 日までため池点検 351 箇所、延べ 237 名の職員を派遣し、技術的な点検を実施した。 これらの取組により、困難度を高く設定した
--	--	--	--	---	---

					機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験、水資源分野における管理組織や法制度に関する知識と民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、J Vを組成することにより、J I C Aが委託する新規のODA業務1件について実施し、令和4年度に引き続いて、施工段階において我が国事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。 諸外国と比較して優位性があると考えられるダム再生技術について案件形成を推進するために、ダム点検をテーマとして、令和6年3月にインドネシア国との間でダム点検に関する具体的な方法や技術に関する意見交換などを行うセミナー（日尼ダム点検セミナー）をオンライン形式で開催した。当該セミナーの実施・参画を通じ、開催国において本邦技術についての紹介及び相手国側のニーズの把握、さらにはマーケットの開拓にも努めた。 海外インフラ展開法に規定する業務等について、同法に基づき国土交通大臣が定めた基本方針に従い、活性化協議会における活動等を通じて、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用して、我が国事業者の参入を目指した7件の海外調査等（ニーズ調査等）を実施した。 特に、フィリピン国カガヤン川流域のダム再生事業に係る調査については、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側において事業化に向けた検討が進められているところである。 なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決及びSDG sの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。	目標について、目標の水準を満たし、質的に顕著な成果が得られたと考え、S評価とした。 1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 ・ 困難度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成した。特に顕著な取組実績として、フィリピン国カガヤン川流域のダム再生事業に係る調査については、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側において事業化に向けた検討が進められているところである。 ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標を上回る成果を得られたと考え、A評価とした。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	安全で良質な水の安定した供給		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
補給日数割合 （計画値）	補給必要日数 ^{※1} に 対する実補給日数の割合 （注1）100%	—	100%	100%					予算額（千円）	45,658,521				
補給日数割合 （実績値）	補給必要日数 ^{※1} に 対する実補給日数の割合 （注1）	100%	100%	100%					決算額（千円）	43,976,813				
達成度	—	—	100%	100%					経常費用（千円）	114,032,433				
供給日数割合 （計画値）	供給必要日数 ^{※2} に 対する実供給日数の割合 （注2）100%	—	100%	100%					経常利益（千円）	△428,948				
供給日数割合 （実績値）	供給必要日数 ^{※2} に 対する実供給日数の割合 （注2）	100%	100%	100%					行政コスト （千円）	114,021,919				
達成度	—	—	100%	100%					従事人員数	852	884			
出席率	水資源開発水系におけ る渇水調整のための協 議会等への出席率 100%	—	100%	100%										
水資源開発水 系における渇水 対応タイムライ ンの策定数	—	—	4水系	4水系										

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数※¹に対する実補給日数の割合 100%
各年度の供給日数割合：供給必要日数※²に対する実供給日数の割合 100%
〈指標〉水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%
水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数
（注 1）※ 1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注 2）※ 2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設、幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。
（注 3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注５）従事人員数は、１月１日時点。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。 （１）安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。	別表１「施設管理」に掲げる 53 施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24 時間 365 日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 （１）安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する	別表１「施設管理」に掲げる 54 施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24 時間 365 日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 具体的には、以下の取組を行う。 （１）安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。 具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、渇水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。 また、水道用水及び工業用水（以下「都市用水」という。）並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。 ① 水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する	< 定量目標 > ・各年度の補給日数割合 100% ・各年度の供給日数割合 100% < 指標 > ・水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100% ・水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数 < 評価の視点 > 的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。 渇水、水質異常等の発生時に、その影響の軽減に努めたか。 危機的な渇水に備え、関係者相互の連携強化等渇水対応力の向上に重点的に取り組んだか。	< 主要な業務実績 > （１）安定した用水の供給等 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合（供給日数割合）は 100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合（補給日数割合）は 100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である 100%を達成した。①（利水課） ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者を始めとする関係機関との連携を強化した。②（利水課） より効率的な水運用として低水管理の合理化を進めるため、一部ダムにおいて A I を用いた流入量予測や放流量の設定の試行運用を行い、データ蓄積や課題整理等を行うことで、I C T 等新技術の活用について検討を行った。③（利水課） 須賀樋管、北総東部用水、成田用水及び霞ヶ浦用水において、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握に努めた。また、須賀樋管において、水利用の実態を踏まえ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関と水利権更新に向けた協議調整を進めた。④（利水課） 10 月以降の流況悪化は、しだいに対象水系を拡大し、3 月時点においては、利根川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系の 4 水系が同時に渇水対応を行う状況となり、各水系ではきめ細やかな操作が求められる状況となった。 特に顕著な取組として、淀川水系桂川の日吉ダムでは、観測史上最低水位を記録する中、下流利水基準点において 1cm 単位の水位変動を予測した操作を行い、きめ細やかなダム操作によって確保流量の維持に努めた。 また、筑後川水系においては、渇水調整連絡協議会にて諮られた目的、管理者が別な流域の 6 ダム等統合運用を行い、水源の延命を図り、市民生活、社会経済活動への影響の回避または緩和を行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。③（〇利水課＋ダム管理課） （２）安全で良質な用水の供給 58 施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対策に取り組んだ。①（環境課） 平常時より河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議等において水質改善の取組や水質に関する情報交換を行った。②（環境課）	< 評価と根拠 > 評価：A ・これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たすことができたと考え、A 評価とした。 < 課題と対応 > 特になし。	評価

	(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。	情報を毎日機構のウェブサイトに掲載する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との一層の連携を図る。 ③ より効率的な水運用として ICT 等新技術の活用について検討を行い、低水管理の合理化を進める。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。	情報を毎日機構のウェブサイトに掲載する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との連携を強化する。 ③ より効率的な水運用として低水管理の合理化を進めるため、ICT等新技術の活用について検討を行う。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発等を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。	水質事故対応訓練を定期的実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図ることで、水質事故や水質異常が発生した場合における的確な施設操作や拡散防止策等を迅速かつ効果的に実施できるよう取り組んだ。③（○利水課＋ダム管理課） 令和5年度は、58 施設のうち 22 施設において、アオコ、淡水赤潮等の富栄養化現象や出水による濁水長期化現象等の水質異常が発生するとともに、水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、12 件の水質事故が発生したが、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで影響の回避・軽減を図った。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対して指導徹底を図った。③（○環境課＋利水課＋ダム管理課） 良質な用水供給を行うため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、貯水池や水道取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等施策の具体化に取り組んだ。④（○環境課＋ダム管理課＋利水課） (3) 危機的な渇水への対策推進 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。 また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。 利根川・荒川水系では、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日より運用を開始した。 令和5年度は、渇水対応タイムラインを策定した4水系において運用を行い、利根川水系、吉野川水系及び淀川水系において渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行った。 なお、豊川水系、木曽川水系、筑後川水系の3水系については、引き続き渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関との調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図られるよう、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水源情報について情報共有を行った。（○ダム管理課＋利水課）		
--	--	--	---	--	--	--

		報を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有等を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ より良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参加し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。	報を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有等を図る。 ③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 ④ 良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参加し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	洪水被害の防止・軽減		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダム建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。） 困難度：「高」 （① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術が必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。）		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
洪水調節適正 実施割合 （計画値）	洪水調節適正実施割 合（注 1）100%	—	—	—					予算額（千円）	45,658,521 (26,210,633)				
洪水調節適正 実施割合 （実績値）	洪水調節適正実施割 合（注 1）	100%	100%	100%					決算額（千円）	43,976,813 (25,375,909)				
達成度	—	—	100%	100%					経常費用（千円）	114,032,433 (64,890,793)				
									経常利益（千円）	△428,948 (△186,318)				
									行政コスト （千円）	114,021,919 (64,890,793)				
									従事人員数	852 (505)	884 (542)			

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100%

(注1) 洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
(注2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
(注3) () は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
(注4) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)（通称「流域治水関連法」）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。 なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。 また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法(昭和39年法律第167号)第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法(昭和39年法律第167号)第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。 具体的には、以下の取組を行う。	<定量目標> ・各年度の洪水調節適正実施割合100% <指標> － <評価の視点> 的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。	<主要な業務実績> (1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水調節を目的に含む16ダムにおいて延べ45回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。①（ダム管理課） 特に顕著な取組実績として、令和5年7月豪雨における寺内ダムの緊急放流では、九州北部を中心に停滞した梅雨前線の影響で10日未明から線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となった。 寺内ダム流域でも総雨量約510mmを記録し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨に次いで2番目となる最大流入量約530m ³ /sを記録した。この洪水により寺内ダムでは昭和53年の管理開始以降初めてとなる緊急放流に至ったが、本社・局・総管・事務所が一体となり、関係機関等とも連携しつつ、適時適確にダムの放流操作を実施し、洪水調節容量の99%を使い切る防災操作により、寺内ダムの下流(金丸橋地点)の水位を約138cm（最高水位：3.89m）低減させたことで、深刻な浸水被害（氾濫危険水位：3.87m）を回避したものと考えられる 以上の一連の防災操作により、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献した。①（ダム管理課） 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作（緊急放流を含む）、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 各水系ごとに設置された流域治水協議会（9協議会）において、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会（36協議会）に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。 ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。②（〇ダム管理課＋利水課） 洪水時には地方公共団体を始めとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った全16ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムに由来する洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。 地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を59件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの	<評定と根拠> 評定：A ・これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たすことが出来たと考え、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

	において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。	(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、地方公共団体等と連携し、流域の安全を確保する。 ① 施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。 ② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して地方公共団体に説明し、当該地域における浸水リスクに係る認識を共有する。 また、ダム等下流地方公共団体の防災力の向上に資するため、流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画するほか、ダム等施設の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、地方公共団体を始めとする関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時・適切に行う。また、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を、説明会を通じてより多くの関係者に分かりやす	(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。 ① 施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。 ② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して地方公共団体に説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。 また、ダム等下流地方公共団体の防災力の向上に資するため、流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、地方公共団体を始めとする関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時的確に行う。また、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信する。	掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。③ (ダム管理課) (2) 異常洪水に備えた対応の強化 令和元年 12 月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結(特定施設 24 ダム、利水ダム 12 ダム)し、事前放流等に取り組んでいる。 令和 5 年度は、特定施設の 5 ダムで延べ 5 回、利水ダムの 2 ダムで延べ 10 回の事前放流を実施した。(〇ダム管理課＋利水課) 木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の 230mm を超過する予測となったため、7 つの関係機関や利水者と協議の上で、5 月 6 日 16:30 から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約 1, 141 万 m³ の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下の EL. 878. 75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約 236m³/ s の放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。(利水課) アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実務的に浸透を図るため、B R I D G E (研究開発と S o c i e t y 5.0 との橋渡しプログラム) における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和 5 年度に受託し、S I P II 期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術をベースに予測技術の融合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンブル降雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルール の策定を、関係機関と共に取り組んでいる。 ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続した。令和 5 年度は、ダム群連携操作に係る荒川水系の二瀬ダム管理所、荒川上流河川事務所、関東地方整備局へ説明を実施し、システムの有効性等について意見交換を行った。 なお、令和 5 年度は、2 ダム群において効果検証が可能な出水が発生しなかったため、運用時の効果検証については次年度以降も継続的に実施する。(センター) 下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作(特別防災操作)の実施と検討に努めている。 令和 5 年度は、味噌川ダムにおいて 2 回の特別防災操作を実施し、ダムへの流入量をほぼ全量貯留することで、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。(ダム管理課)		
--	--	--	---	--	--	--

		く情報発信する。 (2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。	(2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。 また、異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。 さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	危機的状況への的確な対応		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 2 号及び 3 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （目標として、①風水害、大規模地震、異常渇水等の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。②被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間平均実施回数（見込み）	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
	災害対応訓練の実施回数	－	393 回	432 回	421 回					予算額（千円）	139,341,231			
	各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数	－	64 回	84 回	78 回					決算額（千円）	135,187,966			
										経常費用（千円）	117,468,926			
										経常利益（千円）	2,963,808			
										行政コスト（千円）	117,680,354			
										従事人員数	1,239	1,204		

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数
各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数
（注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 2）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応 地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。	危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する。また、ICT技術の積極的な導入・活用を図り、災害発生時における的確な点検や応急復旧への備えを図る。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の情報共有・相互融通を図る。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備	危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。 また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係機関との連携を図る。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常渇水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。 また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、4施設で管理用制御設備の整備を行う。 また、災害発生時における的確な点検や応急復旧等の対応のため、1施設の監査廊にWi-Fi設備の整備を行う。 ② 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の相互融通や情報共有を図る。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備	<定量目標> － <指標> ・各年度の災害対応訓練の実施回数 ・各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数 <評価の視点> 危機的状況に備え、危機管理体制の強化及び危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応したか。 災害発生時に迅速な災害復旧工事を的確に実施するとともに関係機関との連携を図ったか。	<主要な業務実績> (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、4施設（草木ダム、味噌川ダム、南摩ダム、徳山ダム）で管理用制御処理設備の整備を行った。 また、1施設（下久保ダム）の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。①（設備保全課） 関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を421回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を78回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数（見込み）393回及び64回をともに上回る回数（災害対応訓練実施回数：107%、連携強化取組回数：122%）である。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。 備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、一般社団法人日本工業用水協会が整備している備蓄資材データベースに保有する備蓄資機材の情報共有化を継続するとともに、機構ウェブサイトにおいて、保有する備蓄資機材の情報を掲載した。②（危機管理監付） 危機管理体制維持のため4事業所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。 ③（資産管理課） また、配備機材（ポンプ車等）の点検整備を行い必要ときに確実に稼働できる態勢とし、備蓄資材は、規格、数量等の状況確認を行い適切に管理した。③（危機管理監付） 可搬式浄水装置（2号機）の更新に伴い日量の造水量が変更となることから、可搬式浄水装置の管理に関する規程の一部を改正し、適切な装置の運用を図った。 また、他機関の取水施設で発生した漏水事案を受けて、利根大堰において同様の事案が発生した場合を想定した業務継続計画（代替水源の確保等）を各関係利水者等と連携し策定した。 なお、防災業務計画については、見直しを行う必要は生じなかった。④（危機管理監付） 令和5年度は、13件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。 なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。⑤（利水課） 本年度から2ブロックで試行した用地実務（中級）研修（用地担当職員以外の職員対象（事務職、技術職問わず））の中で「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」を配付し、補償業務関係掲示板内の保存場所も含めて周知徹底を図った。⑥（用地補償課） (2) 危機的状況への的確な対応 機構が管理する施設において、安全点検が必要となる地震（震度5弱以上又はダム基礎地盤において25gal以上）が計9回発生した。	<評定と根拠> 評定：S ・これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たし、質的に顕著な成果が得られたと考え、S評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

		蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍・備蓄資器材の適切な整備・管理を行う。	蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常渇水時等における被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍については、必要に応じて改修を行うなど適切な整備・管理を行う。 備蓄資機材については、車両等機材の点検整備や備蓄資材の状態確認を行うなど適切な管理を行う。		これらの地震の発生に際し、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、17 施設において延べ 20 回の臨時点検を行い、施設の安全の確保と用水の安定供給に努めた。①（利水課） 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材を 5 件活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図った。②（危機管理監付） 水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。 なお、武力攻撃事態等が発生した場合に備え、関係機関との合同訓練及び協力体制を継続したほか、国民保護業務計画等に基づく国民保護措置等を迅速かつ的確に実施するための情報収集及び情報発信体制を確保した。③（危機管理監付） 令和 5 年 7 月 10 日の豪雨により、寺内ダム、小石原川ダムにおいて、洪水調節容量内への異常堆砂の被害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るため小石原川ダムでは 1 月 25 日から、寺内ダムでは 3 月 19 日から災害復旧工事を実施した。 また、令和 5 年 8 月 15 日の台風 6 号による洪水により、高山ダムにおいて、貯水池内に大量の流木が流れ込むなどの被害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るため 12 月 19 日から災害復旧工事を実施した。④（〇ダム管理課＋利水課）	
		④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを適時・適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルの更新や必要に応じた追加作成を適時・適切に行うとともに、職員への周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、マニュアルを職員に周知徹底する。	④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを必要に応じて適切に行い、危機管理体制の強化を図る。 ⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、必要に応じて対応マニュアルの更新や追加作成を行うとともに、職員への周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化する。 ⑥ 災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、用地に携わる職員以外の職員も対象とした勉強会を開催するなど、災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアルを職員に周知徹底する。		(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、支社局等を通じて都府県等との情報共有を図った。（〇ダム管理課＋計画課）	
					(4) 災害時等における他機関への支援 7 月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえでポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。 また、令和 6 年能登半島地震により国営信濃川下流土地改良事業にて造成した右岸幹線用水路が漏水し早急に仮復旧する必要があることから、北陸農政局より備蓄資材の支援要請があり、利根導水総合事業所に保管している水輸送用塗覆装鋼管 φ1650mm を支援した。 特に顕著な取組実績として、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分に発生した「令和 6 年能登半島地震」の被災地では、断水が広範囲に及んでおり、用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1 月 5 日 10 時より可搬式浄水装置による給水支援の準備を行うとともに、緊急災害対策支援本部会議を開催して被災地に向けて可搬式浄水装置による給水支援を行うことを決定し、装置を保管している愛知用水総合管理所、利根導水総合事業所それぞれから能登半島に向けて装置の輸送を開始した。 同日 19 時 50 分、公益社団法人日本水道協会から「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、地震により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市に対して、可搬式浄水装置による応急給水支援の要請を受けて、支援先を珠洲市に決定した。 現地到着後は関係者との調整及び装置の組立・設置・試運転調整を行い、1 月 9 日の水質検査を経て、生活用水として自衛隊、北陸地方整備局及び応急給水支援を行う地方自治体の給水車両へ給水を開始した。 なお、この生活用水は、珠洲市総合病院や飯田小学校等の避難所における入浴支援に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、避難生活に疲れた心の癒やしになったと報道されている。	
		(2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及	(2) 危機的状況への的確な対応 危機的状況が発生した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並びに施設機能の早期回復を図る。 ① 防災業務計画及			

	び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。 ② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。	び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。 ② 大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。		給水支援にあたり緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との連絡調整、災害対応に係る技術的支援を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に行われるよう、各種支援を的確に実施した。 なお、珠洲市では可搬式浄水装置による給水支援を開始する前は、ほとんどの応急給水活動の給水車は金沢市から7時間以上をかけて往復していたが、装置の稼働後は大幅に移動時間が削減され給水作業の効率化が図られるとともに、自衛隊をはじめ支援に駆けつけた地方自治体等支援者の負担軽減にも繋がった。 1月9日に装置からの給水を開始し、3月31日時点で375万ℓの給水、延べ709名の職員を派遣した。（危機管理監付） 加えて、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、1月13日よりため池点検班として現地に派遣した。1月14日より点検作業を開始し、3月31日までため池点検351箇所、延べ237名の職員を派遣し、技術的な点検を実施した。（水路設計課） 機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。 平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の運転等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する操作訓練、説明会を行うなど、支援体制の強化を図った。また、追加の災害協定企業の公募を行い応募した44社と災害協定を締結し、前年度締結した149社と合わせて193社となり、更なる支援体制の整備を図った。 また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るため、可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連携強化を図った。（危機管理監付）	
(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であるとは認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。	(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であるとは認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。			
(3) 災害時における他機関への支援 機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関	(4) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、	(4) 災害時等における他機関への支援 機構は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、			

	から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。 そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、引き続き関係機関等と災害支援協定を締結するなどの連携を推進し、速やかな支援の実施等に努めること。 なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や備蓄資機材についてあらかじめ情報共有を行う。	ら、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。 また、関係機関等との災害支援協定等に基づき、合同訓練や情報交換を実施し、支援体制の整備等の連携強化を図る。 災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や備蓄資機材についてあらかじめ情報共有を行う。	国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。 また、関係機関等との災害支援協定等に基づき、合同訓練や情報交換を実施し、支援体制の整備等の連携強化を図る。 災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で、関係機関との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。 迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や装備についてあらかじめ情報共有を行う。			
4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－4	施設機能の確保と向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数	（注 1）	－	10 回	13 回 （23 回） （注 6）					予算額（千円）	45,658,521			
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数	（注 1）	－	16 地区	17 地区 （18 地区） （注 6）					決算額（千円）	43,976,813			
ダム定期検査〔計画値〕（注 2）	－	－	6 施設	9 施設					経常費用（千円）	114,032,433			
ダム定期検査〔実績値〕	－	9 施設	6 施設	9 施設					経常利益（千円）	△428,948			
達成度	－	－	100%						行政コスト（千円）	114,021,919			
ダム等管理フォローアップ施設数〔計画値〕（注 2）	－	－	6 施設	4 施設					従事人員数	852	884		
ダム等管理フォローアップ施設数〔実績値〕	－	5 施設	6 施設	4 施設									
達成度	－	－	100%	100%									

〈指標〉インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直しを行った回数。
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数
（注 1） 機構が管理する 53 施設の内、（今中期目標期間中）ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し 45 回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査 20 地区を予定している。
（注 2） 令和 4 年度計画において、ダム定期検査を 6 施設、ダム等の管理に係るフォローアップを 6 施設で計画している。
（注 3） 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 4） 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載。
（注 5） 従事人員数は、1 月 1 日時点。
（注 6）（ ）は今中期目標期間中の累計を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。 確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。 今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの削減を図りつつ、ロボットやICT等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスに向け、計画的に取り組むこと。 また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における新たな技術力を向上させ、	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの削減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、定期検査、総合点検等を計画的に実施する。 また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼	水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの削減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。 ① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、3年又は5年に1回程度の頻度で行う定期検査について、特定施設ダムでは9ダムで実施し利水ダムでは2ダムで河川	<定量目標> － <指標> ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数 ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数 <評価の視点> 確実な施設機能の確保と向上に取り組んでいるか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 河川管理施設の管理の受託について的確に実施しているか。	<主要な業務実績> (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進 ダムの安全管理については、特定施設ダムの9ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの2ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。また、特定施設ダムの1ダムにおいて総合点検を計画どおり実施した。 （○ダム管理課＋利水課） 特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、2ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。①（ダム管理課） ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を実施した。また、長良川河口堰を除く4堰（利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を進め、全ての堰について耐震性能照査を完了した。①（ダム管理課） 霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、WEBカメラを利用した施設点検の試行を開始する等、大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制の強化を図った。①（ダム管理課） 貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。 これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、9ダム、3堰、1水路について個別施設計画の見直しを行った。①（ダム管理課） 利根川河口堰の大規模地震対策については、緊急性が高く集中的な改築を要することから、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施した。その結果、事業の必要性や有効性等が確認されたことから、施設の改築事業化について所要の手続きを進め主務大臣から事業実施計画の認可を得た。①（計画課） 水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、今年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。②（水路設計課） 豊川用水など4施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。②（水路設計課） 大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（北総東部用水、愛知用水）。②（水路設計課） 機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。②（水路設計課） これまでの機能診断調査の結果により、早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を実施し、評価の内容は適切であるとの第三者委員からの意見を得た。それを踏まえ、令和6年度からの事業着手に向けて所要の手続きを進め、事業実施計画の認可申請を実施した。②（水路設計課） 電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、矢木沢ダムほか8施設において、機能保全計画（維	<評定と根拠> 評定：B ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

	この分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点から DX を積極的に推進すること。 さらに、機構法第 12 条第 1 項第 2 号ハの規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び機構法第 17 条第 5 項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。 加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。 なお、機構が管理する施設は、国、地方公営団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識を醸成しつつ、施設の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。	を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT 等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ② 水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査により劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。 特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ③ ダム・水路等施設の電気・機械設備に係る保全計画について、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るた	管理者が実施する検査を受検する。特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態について認識の共有を図る。30 年程度に 1 回の頻度で行う総合点検については、特定施設 1 ダムで実施する。 また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT 等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを 9 ダム、1 水路、3 堰で行う。 特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ② 水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査を計画的に実施することにより劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。 特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く	持管理計画）の見直しを実施した。併せて、本機能保全計画を電気・機械設備の整備・更新計画に反映させ、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。③（設備保全課） UAV や水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、管理CIM 等の ICT 等新技術を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図っている。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、ダム放流設備を遠隔操作するための施設整備等を実施した。 ロックフィルダム 6 施設について、GNSS センサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。その他、監視カメラと動体検知 AI システムを用いた河川巡視省力化に向けた検討を行い、職員が行う河川巡視と同等の検知が行えることを確認した。 また、ゲート放流開始前などに職員が実施する河川巡視について、CCTV 等の監視カメラと AI による画像解析技術を組み合わせた河川管理システムを構築し、実証実験を実施した結果、課題等はあるものの職員が行う河川巡視と概ね同等の検知が行えることを確認した。④（ダム管理課） 利根川河口堰大規模地震対策事業に関する事業実施計画の策定に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣への申請を行い、認可を得た。 思川開発事業における事業費 200 億円増に伴う事業実施計画の変更（第 6 回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。⑤（ダム事業課＋計画課） 利根大堰等ほか 6 施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を得た。⑤（管理調整課） また、吉野川下流域用水事業及び群馬用水施設改築事業に関する事業実施計画の策定に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣への申請を行い吉野川下流域用水事業については認可を得た。⑤（水路事業課） 地上権再設定の推進を目的として、地上権再設定推進連絡会議を設置するとともに、補償業務規程を改正し、再設定計画の毎年度の策定を義務付け、関係する全事務所で地上権再設定計画を策定した。 地上権再設定は、関係機関（国土交通省、地方法務局、土地改良区等）との情報交換（相談等含む）及び協力体制の維持を図りながら連携して実施した。また、房総導水路、成田用水及び三重用水等において、地上権再設定契約を進捗させた。⑥（用地補償課）		
			(2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、4 施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。（ダム管理課） カーボンニュートラルに向けた発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）として 10 ダムで高度化運用の試行要領を策定、5 ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することによって高度化運用を実施できる体制を整備し、8 ダムで 15 回の高度化運用を実施することで再生可能エネルギーの取組を推進した。 また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に発電にて放流を行って未利用エネルギーを活用する取組を行った。（ダム管理課）			

		め、設備点検の結果及び技術の進捗を踏まえて適時・適切に見直しを行う。 ④ ICT 等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、ICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作等やICT 技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握等、既存の点検等技術とICT 等新技術を融合させるなど、コスト面も含め、持続可能で高度なダム管理を推進し、出水規模の増大等の年々増す外力に対応する。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。 ⑥ 水資源開発施設等を適切に管理・運用するためには、権利関係を含め用地を適切に保全する必要がある、関係機関と連携し、地上権の更新等の着実な実施を図る。	短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 ③ 電気・機械設備の更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗等を踏まえ、適切に機能保全計画の見直しを実施する。 ④ ICT 等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、持続可能で高度なダム管理を推進するためにICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作やICT 技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握など、既存の技術とICT 等新技術の融合について検討を行う。 ⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。 ⑥ 地上権の更新等の着実な実施を図るため、関係機関との情報交換、協力体制の維持を図りつつ、房総導水路、成田用水及び三重用水において地上権の再設定契約を進める。	早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に放流設備増設のための工事を契約し、放流設備3門増設等の工事を施工している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し放流設備設計、地質調査等を実施し、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し門柱・護岸等の耐震設計を実施するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。(ダム事業課) また、利根川河口堰、筑後大堰でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を進め、このうち、利根川河口堰については、大規模地震対策に係る事業計画を作成し、事業評価等、事業化に係る所要の手続きを進め主務大臣から事業実施計画の認可を得た。(計画課) (3)他機関施設の管理受託の的確な実施 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から24件の業務を施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務を19の管理施設において的確に実施した。(〇ダム管理課＋利水課) 令和5年度は、新たにダムの管理受託を開始した国土交通省の下筈ダムについて、「下筈ダムの管理に関する協定書」及び「下筈ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。また、国土交通省が管理する横山ダムの管理受託に向けて、関係機関協議を行い「横山ダムの管理に関する協定書」を令和5年12月22日に、「横山ダムの管理に関する細目協定書」を令和6年3月25日に締結した。柳瀬ダムについても令和3年度以降、ダムの管理を継続して受託するなど、機構の有するダム管理技術を展開して、機構ダムと一体的なダム管理を的確に実施した。(〇ダム管理課＋企画課＋センター)		
--	--	---	--	--	--	--

		(2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法第 12 条第 1 項第 2 号ハに規定する施設の管理について、的確に実施する。	(2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を 4 施設で適切に実施する。 また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。 (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法 12 条第 1 項第 2 号ハに規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－5	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期 間実績（見込 み）値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
	我が国事業者の参入 を目指して機構が行っ た海外調査等の件数	－	18 件	13 件	7 件					予算額（千円）	45,658,521		
										決算額（千円）	43,976,813		
										経常費用（千円）	114,032,433		
										経常利益（千円）	△428,948		
										行政コスト （千円）	114,021,919		
										従事人員数	852	884	

〈指標〉我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数

（注 1）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注 2）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注 3）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日）に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。 また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGsの達成への貢献に取り組むこと。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。 また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。 また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。	＜定量目標＞ － ＜指標＞ ・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数＜評価の視点＞ 国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努めたか。 実施に当たっては戦略的に実施するよう留意しつつ、カーボンニュートラル等実現の観点も踏まえて取り組んだか。	＜主要な業務実績＞ インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 令和5年度において我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数は7件であり、これら調査等も踏まえて以下の成果を得た。 機構は「活性化協議会」の事務局機関として、全体会議を2回開催したほか、活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討・相手国の関係機関等への提案を計26回実施した。 本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等を計27回実施した。 機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験、水資源分野における管理組織や法制度に関する知識と民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成することにより、JICAが委託する新規のODA業務1件について実施し、令和4年度に引き続いて、施工段階において我が国事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。 諸外国と比較して優位性があると考えられるダム再生技術について案件形成を推進するために、ダム点検をテーマとして、令和6年3月にインドネシア国との間でダム点検に関する具体的な方法や技術に関する意見交換などを行うセミナー（日尼ダム点検セミナー）をオンライン形式で開催した。当該セミナーの実施・参画を通じ、開催国において本邦技術についての紹介及び相手国側のニーズの把握、さらにはマーケットの開拓にも努めた。 海外インフラ展開法に規定する業務等について、同法に基づき国土交通大臣が定めた基本方針に従い、活性化協議会における活動等を通じて、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用して、我が国事業者の参入を目指した7件の海外調査等（ニーズ調査等）を実施した。 特に、フィリピン国カガヤン川流域のダム再生事業に係る調査については、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側において事業化に向けた検討が進められているところである。 なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。	＜評定と根拠＞ 評定：A ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を上回る成果を得られたと考え、A評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評価
4. その他参考情報							

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－1	ダム等建設業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 1 号及び第 19 条の 2
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （① 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。 ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。）		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
思川開発事業 進捗率 (実績値)	令和6年度に工事を 完成させる。	71.2%	82.0%	85.9%						予算額（千円）	35,839,981				
川上ダム建設 事業進捗率 (実績値)	令和4年度に事業を 完了させる。	85.9%	100.0%	—						決算額（千円）	34,468,302				
藤原・奈良俣ダ ム再編ダム再 生(奈良俣ダム 関係)事業進捗 率(実績値)	令和4年度に事業を 完了させる。	37.9%	100.0%	—						経常費用（千円）	770,819				
筑後川水系ダ ム群連携事業 進捗率 (実績値)	—	—	—	7.2%						経常利益（千円）	—				
旧吉野川河口 堰等大規模地 震対策事業(実 績値)	—	—	—	3.0%						行政コスト （千円）	770,819				
早明浦ダム再 生事業進捗率 (実績値)	—	6.4%	11.1%	18.1%						従事人員数	218	170			

〈定量目標〉思川開発事業：令和 6 年度に工事を完成させる。
川上ダム建設事業：令和 4 年度に事業を完了させる。
藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）：令和 4 年度に事業を完了させる。
〈指標〉筑後川水系ダム群連携事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、早明浦ダム再生事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）
（注 1）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
（注 2）従事人員数は、1 月 1 日時点。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、思川開発事業については令和6年度、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)及び川上ダム建設事業については令和4年度に事業を完了させる。(定量目標) また、早明浦ダム再生事業については令和10年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 木曽川水系連絡導水路事業については、当分の間、事業を継続しつつ、引き続き「ダム事業の検証に係る検討について(平成22年9月22日付け国河計調第6号国土交通大臣指示)」に基づくダム事業の再評価を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。		<定量目標> ・思川開発事業令和6年度に工事を完成させる。 ・川上ダム建設事業令和4年度に事業を完了させる。 ・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係) 令和4年度に事業を完了させる。 <指標> ・筑後川水系ダム群連携事業進捗率 ・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業進捗率 ・早明浦ダム再生事業進捗率 <評価の視点> ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)を要請された場合に向けた準備等を進めたか。	<主要な業務実績> (1)計画的で的確な施設の整備 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 ・思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を継続して実施した。ダム本体工事は、令和5年11月から南摩ダムの堤体上流面において、表面遮水壁(メインスラブ)のコンクリートの打設を開始するなどし、事業を進捗させた(事業進捗率:85.9%)。 ・早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に本体工事を契約し放流設備の増設工事に着手し、工事中道路工事等を継続して実施するなど、事業を進捗させた。(事業進捗率:18.1%)。 ・丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事として、現県道の原形復旧等を行った。 ・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、令和5年8月に詳細設計業務を契約し、耐震対策工法検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:3.0%)。 ・筑後川水系ダム群連携事業は、令和5年6月に予備設計業務を契約し、導水施設の検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:7.2%)。 ・寺内ダム再生事業は、令和5年4月に調査業務を契約し、貯水池周辺地すべりの解析を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:3.0%)。 思川開発事業については、事業評価(治水、利水)を実施し、それぞれ国土交通省及び厚生労働省から「継続」とする対応方針が決定された。 木曽川水系連絡導水路事業については、適切な事業評価(利水)を実施し、それぞれ厚生労働省及び経済産業省から「継続」とする対応方針が決定された。 木曽川水系連絡導水路事業については、引き続き、検証作業の進捗を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を進めた。①(ダム事業課) 事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、最適な仕様に見直すとともにC I Mを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。 南摩ダム(思川開発事業)の設計・施工に当たっては、経験豊富な専門家から構成するC F R D技術検討会(現地視察)を開催(令和6年1月)し、経済性も含め、より一層の合理化を図るとともにC F R D建設技術を確立し、その進捗・発展を図るため、指導・助言を得て、設計・施工の最適化に取り組んだ。また、導水路トンネルの施工に当たっては、学識者・専門家から構成する思川開発事業導水路トンネル施工技術検討会を開催(令和6年1月)し、専門的な見地から指導・助言を得て、トンネル沿線の地下水利用実態を考慮した施工方法の最適化に取り組んだ。山岳道路工事では、付替林道の路線計画の見直し(ショートカット)を行いコスト縮減に努めるほか、急峻で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報提供システム(N E T I S)を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。 川上ダムでは、地質及び構造物を3次元モデル化し、これに建設工事の施工管理データを付与したC I M(施工C I M)を構築、運用していたが、管理移行を見据えてダム維持管理の効率化・高度化を目的として改良した。試験湛水中の令和	<評定と根拠> 評定:B ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定
	(1) 計画的で的確な施設の整備 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯する業務についても、的確に実施すること。 ② 工期の遅延やこれに伴うコスト増を	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる3施設の新築事業及び2施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等を実施する。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事	(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる3施設の新築事業及び3施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等を実施する。 ① ダム等事業については、用地補償を含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、第三者の意見を求めるな				

	回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	業に係る適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組むとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ的確な実施に努める。 ④ ダム等事業に直接関係する住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。	ど、事業費・工程の適正な管理を図り、別表2に掲げる事業のうち、2施設の新築事業（思川開発事業、筑後川水系ダム群連携事業）及び3施設の改築事業（早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業）について、事業を進捗させる。なお、ダム等事業で災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 また、丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。 さらに、木曽川水系連絡導水路事業については、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえて利水に係る事業評価を適切に行うとともに国土交通省中部地方整備局と共同して、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく事業評価（ダム検証）に係る検討を行う。 ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 平成30年度、令和元年度に小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金のうち2,582百万円を回収するとともに、ダム建設調整費制度を活用して借入れた資金のうち2,854百万円の償還を行う。 ④ 思川開発事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として行っているダム建設に附帯する付替道路工事を進捗させる。 また、丹生ダムにおいては、ダム建設事業廃止に伴う道路整備に	5年度からは、ダム諸量、各種観測・巡視記録等を一元管理し、蓄積したデータを種々の方法で可視化している。 早明浦ダム再生事業では、設計時に増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では不明瞭であった細部まで可視化することを可能とした。これにより、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係が明瞭になり、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法、施工計画が、より精度の高い内容となった。また、増設洪水吐き工事の一部工種（堤体削孔）について、3次元モデルを用いた工事数量算出を実施した。令和5年4月より増設洪水吐き工事を施工しており、引き続き3次元モデルを活用するとともに、掘削工および法面整形工に関してICT建設機械と無人航空機による空中写真出来形管理のデータ取得を行った。また、時間的な施工ステップの可視化のために、3次元モデルに時間情報を付与した4次元モデルを作成した。 このほか、放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程において、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得ることを目的に学識者・専門家で構成する早明浦ダム再生事業技術検討会を設立しているが、施工段階に入ったことから施工上の課題解決に向けた検討を行うことも目的に追加し、活用した。 寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐きゲートについて、再生事業によって扉体の嵩上げを行うものであるが、詳細設計において、諸設備の配置計画を見直し、門柱の嵩上げを省略してコスト縮減をはかる検討を行った。②（ダム設計課） 小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金2,582百万円について計画通り回収を完了した。また、ダム建設調整費制度を活用し借入れた資金2,854百万円について計画通り償還を完了した。③（予算課） 思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。また、丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて実施した。④（ダム事業課） 事業に附帯する業務として、丹生ダム建設事業廃止に伴い実施する道路整備に併せて、関係県からの委託を受けて道路拡幅の工事を的確に実施した。⑤（ダム事業課） 各建設事業において、工事進捗説明会等を開催し、関係機関、地元住民等に対して、事業の必要性や施工技術について積極的な情報発信に努めた。⑥（ダム事業課）	
				(2) ダム再生の取組 早明浦ダム再生事業では、本体工事を契約し基礎掘削、仮設備等の工事に着手するなど事業を着実に進めた。また、令和5年度に旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業及び寺内ダム再生事業に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。（ダム事業課）	
				(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、支社局等を通じて都府県等との情報共有を図るとともに、要請された場合の準備等を進めた。（計画課）	

	(2) ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化する等高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。	(2) ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、「1-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。 (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。	について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。 ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的な情報発信に努める。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2－2	用水路等建設業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第 12 条第 1 項 1 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365 日 24 時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。）		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
利根導水路大規模地震対策事業進捗率（実績値）	令和 5 年度に事業を完了させる。	78.6%	92.1%	事業完了				予算額（千円）	17,736,949				
成田用水施設改築事業進捗率（実績値）	－	14.2%	23.4%	34.8%				決算額（千円）	16,536,525				
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	－	53.4%	63.0%	73.3%				経常費用（千円）	1,322,289				
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（実績値）	令和 4 年度に事業を完了させる。	96.0%	事業完了					経常利益（千円）	－				
木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率（実績値）	－	－	0.9%	5.4%				行政コスト（千円）	1,322,289				
吉野下流域用水事業進捗率（実績値）	令和 7 年度に事業を完了させる。	－	－	99.6%				従事人員数	169	150			
香川用水施設緊急対策事業進捗率（実績値）	令和 6 年度に事業を完了させる。	55.3%	86.8%	94.6%									
筑後川下流用水総合対策事業進捗率（実績値）	－	－	－	0.8%									
福岡導水施設地震対策事業進捗率（実績値）	－	7.8%	15.7%	24.4%									

〈定量目標〉利根導水路大規模地震対策事業：令和 5 年度に事業を完了させる

愛知用水三好支線水路緊急対策事業：令和４年度に事業を完了させる
吉野下流域用水事業：令和７年度に事業を完成させる
香川用水施設緊急対策事業：令和６年度に事業を完了させる

〈指標〉成田用水施設改築事業進捗率、豊川用水二期事業進捗率、木曾川用水濃尾第二施設改築事業進捗率、筑後川下流用水総合対策事業、福岡導水施設地震対策事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）

（注１）利根導水路大規模地震対策事業の事業進捗率は、第１回計画変更後の総事業費をもとに算出している。

（注２）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注３）従事人員数は、１月１日時点。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、利根導水路大規模地震対策事業については令和５年度、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和４年度、香川用水施設緊急対策事業については令和６年度に事業を完了させる。（定量目標） また、成田用水施設改築事業については令和１０年度まで、豊川用水二期事業については令和１２年度まで、木曾川用水濃尾第二施設改築事業については令和１８年度まで、吉野川下流域用水事業については令和７年度まで、筑後川下流用水総合対策事業については令和１９年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和１４年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。		<定量目標> ・利根導水路大規模地震対策事業進捗率 令和５年度に事業を完了させる。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業 令和４年度に事業を完了させる。 ・吉野下流域用水事業 令和７年度に事業を完了させる。 ・香川用水施設緊急対策事業 令和６年度に事業を完了させる。 <指標> ・成田用水施設改築事業進捗率 ・豊川用水二期事業進捗率 ・木曾川用水濃尾第二施設改築事業進捗率 ・筑後下流用水総合対策事業進捗率 ・福岡導水施設地震対策事業進捗率 <評価の視点> 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。	<主要な業務実績> (1) 計画的で的確な施設の整備 適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも利水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。 特に顕著な取組実績として、利根導水路大規模地震対策事業において、利根大堰での河川内工事は、工事期間が非出水期（１１月から３月）に限られる中で、確実に事業を完了させるため、施工計画の見直しを行い、工事の前倒しを実施するとともに、４４機関にのぼる関係機関等と事前に調整し、夜間工事による更なる工事進捗を図った。 これにより、建設業界における人手不足の拡大や世界的な半導体不足等が発生する中においても、必要な準備期間を確保することが可能となったことで、事業工期内に全ての工事を完成させることができた。 これら事業工期の遵守のための取組を行ったことで、定量目標である令和５年度事業完了を達成した。（事業進捗率：令和５年度事業完了）。 成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場等の改修工事を継続して実施した（事業進捗率：３４．８％）。 豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線水路改築工事等を継続して実施した（事業進捗率：７３．３％）。 愛知用水三好支線水路緊急対策事業では、復旧工事を完了させた。 木曾川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路、揚水機場の改修工事を継続して実施した。（事業進捗率：５．４％）。 吉野川下流域用水事業では、事業認可を１月２４日に受け事業着手した（令和５年度事業承継）。 香川用水施設緊急対策事業では、取水施設、幹線水路耐震補強工事を継続して実施した（事業進捗率：９４．６％）。 筑後川下流用水総合対策事業では、事業認可を４月１４日に受け、取水施設耐震補強工事に着手した（事業進捗率：０．８％）。 福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び２号トンネル併設水路工事を継続して実施した（事業進捗率：２４．４％）。 事業費の削減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急対策事業では、設計段階で耐震補強工法の比較検討を行うことにより、耐震補強を満足したうえで経済的な工法を採用することによりコスト削減を図った。また、ＩＣＴの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線活用等による安全管理の向上を図った。 東京都水道局からの委託を受け、朝霞水路２号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路等の移設設計を実施する等、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。	<評価と根拠> 評価：Ａ ・これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たすことが出来たと考え、Ａ評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評価

	係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯する業務についても、的確に実施すること。 なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、通則法第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。	① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理を行う。 また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。 ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。 ③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。 ④ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを的確に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。 ⑤ 改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。		事業実施にあたっては、関係機関と事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握し、用水を継続的に供給しつつ、工事を実施した。 各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について理解を得るとともに地域住民や関係利水者等に対し積極的に情報発信を行った。 (水路事業課)		
4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業費（注 1） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 89,360,780 千円	93,084,146 千円	—					
	事業費（注 1） （実績値）	—	—	85,231,775 千円					
	上記縮減率 （%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値 （93,084,146 千円）から 4 %以上縮減	—	(8.4%)					
	達成度	—	—	—					
	一般管理費（注 2） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 800,687 千円	834,049 千円	—					
	一般管理費（注 2） （実績値）	—	—	830,390 千円					
	上記削減率 （%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値 （834,049 千円）から 4 %以上削減	—	(0.4%)					
	達成度	—	—	—	—				

（注 1）事業費については、新築・改築事業費を除く。
（注 2）一般管理費については、人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 業務運営の効率化等 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、災害等発生時のみならず、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。 なお、組織体制については、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえて適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。 ② 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。 こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4％以上縮減すること。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 機動的な組織運営を図るため、毎年度、要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応していくため、施設管理や建設事業を適切に実施するための組織体制を構築する。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な組織体制となるよう、随時見直しを行う。 ③ 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営していることを踏まえ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行う。また、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）を比較して4％以上縮減する。	(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。 ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置する。また、施設の老朽化を踏まえた調査・計画を機動的に実施できる組織体制の構築や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」等を踏まえた勤務体制の整備を行う。 ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な規模となるよう、随時見直しを行う。 ③ 自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4％以上縮減するように取り組む。 さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を	<年度計画達成目標> ・事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4％以上縮減する。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）までに4％以上削減する。 <指標> — <評価の視点> 事業費の縮減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。	<主要な業務実績> (1)業務運営の効率化等 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。①（総務課） 計画的な要員配置の見直しや繁忙期にある事業等に重点的に人員配置を行うなど、事業の進捗状況や業務量の変化に応じて、適正な規模となるよう組織体制の見直しを行った。②（総務課） 事業費（新築・改築事業費を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して6.0％縮減し、年度計画に掲げる目標を達成した。③（予算課） 一般管理費については、本社・支社局等において、調達の必要性、実施内容及び数量等を精査した執行に努めたが、世界的な物価高騰の影響を受けた経費の増額により、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して1.9％増加した。中期目標期間の最終年度における目標達成に向け、引き続き削減に取り組む。③（財務課） 「総務人事本部カイゼン活動（試行）」を実施することで、今後の全社的な業務改善の取組への拡大に向けて、より効果的な実施方法などの検証を行った。 また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を34事務所のうち17事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。④（総務課） 経理システムなどの事務系情報システムについて、入力項目を自動的に転記する機能等追加のための改造を実施するなど、整備及び管理を適切に実施した。 また、PMOとして、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、各システム改造等の発注案件の仕様書の確認などを実施した。 令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役（IT担当）、特命審議役（IT担当）付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。⑤（特命審議役（IT担当）付） (2)調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。 「令和5年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を6月に策定・公表するとともに、令和4年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表した。 また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。（契約企画課） (3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用）	<評定と根拠> 評定：B ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

	必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上削減すること。 ③ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。 (注1) PJMO: Project Management Office(プロジェクト推進組織) (注2) PMO: Portfolio Management Office(全体管理組織)	さらに、一般管理費(人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上削減する。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。 (注1) PJMO: ProJect Management Office(プロジェクト推進組織) (注2) PMO: Portfolio Management Office(全体管理組織)	必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに4%以上削減するように取り組む。 ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、機構内での共有と横展開を図り、業務運営の効率化を推進する。また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図る。 ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、個別DXの取組方針に基づき、業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成等の取組を実施した。(特命審議役(IT担当)付)		
	(2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公	(2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公	(2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用する。「令和5年度独立行政法人水資源機構調達等合			

	表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。	表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	理化計画」を策定・公表するとともに、令和４年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表する。 また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。				
	(3) 一般事務業務におけるDX の推進（ICT等の活用） 水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続きICTを積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のためDX を推進すること。 その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」等の政府の計画等に留意すること。	(3) ICT等の活用 「独立行政法人水資源機構DX 推進プロジェクト」(以下「DX推進プロジェクト」という。)に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図ることにより、国民・利水者への各種サービスの向上及びコスト縮減につなげる。	(3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図る。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	収入予算現額（計画値）	—	—	151,379 百万円					—
	収入決算額（実績額）	—	129,667 百万円	133,145 百万円					—
	達成度	—	—	88.0%					—
	支出予算現額（計画値）	—	—	153,791 百万円					—
	支出決算額（実績額）	—	131,950 百万円	135,188 百万円					—
	達成度	—	—	87.9%					—
	不要資産処分手続件数 （注 2）[計画値]	—	—	—					年度計画 別表 7 関係
	不要資産処分手続件数 （注 2）[実績値]	—	—	2 件 —					上段：全体（注 3） 下段：年度計画 別表 7 関係
	達成度	—	—	—					—

（注 1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注 2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注 3）不要資産処分手続件数（実績値）の上段は、年度計画の別表 7 に掲上した不要資産以外の不要資産の処分手続件数を含む件数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき第5期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。 (1)安定的かつ効率的な資金調達 機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。 (2)適切な資産管理 保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行う。 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 「1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づき予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。 また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。 ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置く。 ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、都市用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び持続可能な開発目標（SDGs）への貢献等を盛り込んだ資料を作成し、機	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。	<主要な業務実績> 3. 予算に基づく業務運営、財務諸表等の公開 中期目標期間における事業量等に基づいて年度計画の収入支出予算、収支計画及び資金計画を作成し、これに基づいて適正に業務運営を行った。（予算課） 財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。①（財務課） 水資源債券については、業務運営の透明性を確保するため、債券発行に係る情報等のウェブサイトの適宜更新、機関投資家等への説明会の開催を適切に実施し、機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから信用格付がAA＋に維持されていることに加え、ESG投資に関心のある投資家からの需要の高まりから、サステナビリティボンド（SDGs債）として継続発行することで、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。②（資金課） 4. 短期借入金の限度額 事業の綿密な収支計画に基づき、交付金の受入等適切な資金管理により、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行う必要はなかった。（資金課） 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。（総務課） また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産1件について、令和5年度に通則法の認可を受けて、売却手続きを行い、国庫納付を完了させるなど、適切な資産管理に取り組んだ。（○資産管理課＋管理調整課＋資金課＋総務課＋センター） 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。（資産管理課） 7. 剰余金の使途 利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に活用するため、令和5年度の当期総利益について、全額を積立金として整理し適正に取り組んだ。（企画課）	<評定と根拠> 評定：B ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

	し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。 4 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 300 億円とする。 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることのないよう留意しつつ、業務を確実に実施するうえで必要か否か検証し、必要がなくなったと認められる場合には、通則法に則り処分手続を行う。 6 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に則り処分手続を行う。 7 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。	関投資家等向けの説明を行うとともにウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。 4 短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300 億円とする。 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることのないよう留意しつつ、業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施する。必要がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法に基づき処分手続を行う。 「別表 7」 6 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に基づき処分手続を行う。 7 剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。				
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

業務実績等報告書様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	監事監査の実施 (計画値) (注 1)	—	—	26 事務所	26 事務所				—
	監事監査の実施 (実績値)	—	27 事務所	26 事務所	26 事務所				—
	達成度	—	—	100%	100%				—
	特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 4 年度：100%	—	100%					—
	特定調達物品等 調達率 (実績値)	—	100%	100%					—
	達成度	—	—	100%					—

(注 1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 各職員が職務の重要性を認識し、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理に関する	理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。 また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。 具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。 (1) 適切なリスク管理 ① 災害等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> リスク管理や法令等の遵守等の取組を通じて適切なガバナンスを行ったか。 適切な情報セキュリティ対策を推進したか。	<主要な業務実績> (1)適切なリスク管理 リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を2回開催した。 また、令和2年4月7日の緊急事態宣言発出を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置していたが、令和5年5月8日の感染症法上の位置付け変更により、対策本部は解散した。①（総務課） P D C Aサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。 また、研修等の際にリスク管理に係る講義を行い、更なる浸透を図った。②（危機管理監付） (2)コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ469回開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知することにより、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図った。さらに、新規採用職員や新任管理職を対象とした階層別の内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施した。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組んだ。①（総務課） コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、倫理委員会を2回開催した。②（総務課） コンプライアンス事例集の充実を図り、役職員へ周知するとともに、支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における職員研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。③（総務課） (3)業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社局長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。（総務課） (4)業務成果の向上 I S O 5 5 0 0 1に沿った業務運営として、Plan：第5期中期計画に沿ってAM目標（年度計画）を策定、Do：Planに基づく業務の実施、Check：監査室による適切なAMS内部監査や役員によるマネジメントレビューの実施、第三者認証機関によるI S O 5 5 0 0 1の更新審査等、Act：更新審査の結果等を共有、を行いP D C Aサイクルの適正な運用を行った。 これらの取組この結果、認証を受けて以降、外部認証機関からの審査において、毎年改善の余地ありの所見を受けていたが、令和5年度は所見を受けることはなく、水資源機構アセットマネジメントシステムが成熟したことが示唆された。 (5)監査の実施 監事監査計画に基づき、本社、淀川本部、筑後川局、総合	<評定と根拠> 評定： B ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

		基本規程に基づき適切なリスク管理を行う。 (2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① 毎年度、本社、支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会を実施する。また、内部研修においても、コンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合には、外部有識者及び理事長等から構成される倫理委員会を開催して、当該事案について報告・審議する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役	組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を開催する。 ② 第3期中期目標期間から実施しているPDCAサイクルによるリスク管理について、潜在リスクを含むリスク管理手法の継続的な向上を図るとともに、研修等により更なる浸透を目指す。 (2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ① コンプライアンス推進月間（11月）を中心に、本社、支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を複数回実施するとともに、本社主導による全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修等を実施する。また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図るため、コンプライアンスアンケートを実施する。さらに、内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。 ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合にあっては当該事案について報告・審議するため、倫理委員会を開催する。 ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役	技術センター及び22事務所において監事監査受けた。なお、今年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。①（監査室） 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和5年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた。②（財務課） (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和5年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで66.9となった。 契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。 一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和5年度の一般競争入札における一者応札の割合は、45.8となった。①（契約企画課） 入札・契約手続きの一層の適正化を図るため、26事務所において入札・契約手続きの監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。②（契約企画課） 「公共調達の適正化について」に基づき、毎月入札結果等をウェブサイトにより公表した。③（契約企画課） (7) 談合防止対策の徹底 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。（契約企画課） (8) 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。 なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。（設備保全課） (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施されていることを確認した。 また、電子決裁の運用により、法人文書の紛失防止対策とともに業務の効率化を図った。 全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。（総務課） (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、	
--	--	---	--	--	--

		職員への周知を図る。 (3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、「独立行政法人水資源機構アセットマネジメントシステム」を活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。 (5) 監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について、会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真	職員への周知を図る。 (3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。 (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステム（AMS）の効率的な運営を図りつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図る。 (5) 監事監査の実施 ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携等により監事機能の万全な発現を図る。 ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。 (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。 ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真	機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。（総務課） なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については1件該当があり、ウェブサイトで公表した。（契約企画課） (11)環境マネジメントシステム（W－EMS）の実施 本社・支社局及び全事務所において、機能の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W－EMS）に基づき、環境管理マニュアルに沿って、定期的な進捗確認、環境管理責任者による点検や環境監査等を行うことで、環境保全の取組を着実に実施した。（環境課） (12)温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進した。 公用車の電動化や、執務室等のLED照明の導入の計画を策定した。また、管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備を有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。 これらにより、令和5年度の温室効果ガス排出量は、82,603t－CO2となり、基準年度より21%削減された。（環境課） (13)環境物品等の調達 「「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和5年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。（資産管理課） 公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。（技術管理課）		
--	--	--	--	--	--	--

	にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、引き続き、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保するとともに、メール誤送信等による情報漏洩等発生を未然に防止するための対策の徹底や研修等を実施するほか、機構が保有する個人情報の保護も含めた情報セキュリティ対策を推進する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて、法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。	にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。 ② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。 (7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。 (8) 情報セキュリティ対策の推進 ログ監視システムにより機構の情報ネットワーク全体を一括監視するとともに、標的型攻撃メールや新型ウイルス等のサイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ対策を推進する。また、情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等を踏まえ、必要に応じて新たな対策を検討する。 (9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。			
--	--	--	--	--	--

		(10) 関連法人への再就職、契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の実施 機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムにより、環境保全の取組を着実に実施する。 (12) 温室効果ガスの排出抑制 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、設備更新時に省エネ設備・機器の導入を行う等の「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進する。 (13) 環境物品等の調達 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を 100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づ	(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人の間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。 (11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の実施 本社、支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)に基づき環境保全の取組を着実に実施する。 (12) 温室効果ガスの排出抑制 「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。 (13) 環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達する。 また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの(特定調達物品等)を 100%調達する。ただし、公共工事について				
--	--	---	---	--	--	--	--

		き、的確な調達を図る。	は、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダムの定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム等施設において、ダムの安全管理を支援するため、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化を行い、情報共有システムを発展させる。	大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。具体的には、以下の取組を行う。 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、近年の気候変動を踏まえた治水・利水機能向上のための方策の検討、長寿命化や高機能化に向けた課題の整理、耐震性能照査手法の標準化に係る検討を行う。 (2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。 ① ダム・堰における健全性評価手法の実証実験の結果を基に、ダムを含む大型コンクリート構造物の合理的かつ高度な点検・健全性評価技術の適用に向けて検討を進める。	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 他分野も含めた先進的な技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。 開発した技術については積極的に情報発信しているか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 気候変動を踏まえた治水機能向上のための方策として、淀川水系の施設(高山ダム他)において放流設備増強等の検討を進めた。 堰の耐震性能照査について、これまで実施してきた利根川河口堰、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の照査を踏まえて、筑後大堰などの耐震性能照査を実施した。これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめて課題を抽出した。(○計画課+ダム管理課+センター) 水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行うとともに、取組結果について関係者の情報共有を図った。(水路設計課) (2)施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 トモグラフィー法(弾性波・表面波)による非破壊調査手法の確立に向け、今後更なるデータの蓄積を図るため、引き続き、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、本技術のニーズのある新宮ダム管理所における門柱、利根川河口堰管理所における堰柱での適用に向けて、各現場と所要の調整等を図った。 ロックフィルダムの安全性評価の支援の一環で、ロックフィルダムの浸透に関する挙動の安定性の定量的評価手法について、令和4年度に論文及びマニュアルとしてまとめている。令和5年度は、引き続き、ロックフィルダム管理所の現場に対して、この知見の周知を図り、技術的助言を行った。 また、ダムの安全管理を支援するため、令和4年度に実施した6ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図った。①(センター) 水路等施設管理支援システムを水路系事務所全体で運用し、システムの操作性や運用に関する課題等の情報収集を行い、インターネット回線を利用した通信機能の安定化に取り組んだほか、ストマネデータベースを含む各種システムの閲覧を可能とする総合データベースシステムの構築について検討を行い、管理業務の効率化・高度化を図った。②(水路設計課) (3)用地補償技術の維持・向上 用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図るため、内部研修で用地実務必携(冊子)を活用したほか、これまでの機構における用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成して用地補償に係る内部研修を実施した。また、関連する外部研修に積極的に参加し、用地補償業務を担う人材育成、用地補償技術の維持・向上を図った。(用地補償課) (4)技術力の継承・発展のための取組 令和4年度に策定した管理技術の高度化(施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む)に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画(R04-R07)」に基づき、令和5年度も引き続き調査・検討に取り組んだ。これらの重点プロジェクトの実施に当たっては、機構内に設けた技術管理委員会にて審議を受けながら、成果の質的向上や効	<評定と根拠> 評定：B ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

		ロックフィルダムの変形・浸透に関する挙動の安全性の定量的評価手法のとりまとめ結果を基に、機構内外の機関が管理するロックフィルダムの安全性の評価の支援に向けた取組を行う。 これらの結果をダム維持管理データベースシステムに取り込むとともに、システムの運用、改良を行い、各現場事務所での施設の点検・検査の実施や劣化損傷への課題対応等を支援する他、職員の技術力の維持・向上を図る。 ② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 水資源開発施設等の管理及び整備に必要なとなる用地の取得、保全等を的確に実施するため、作成した用地補償業務マニュアルを活用し人材育成を図るとともに、新たなノウハウや実践的な取組等を適時・適切に追加・更新し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以	ロックフィルダムの変形・浸透に関する挙動の安全性の定量的評価手法のとりまとめ結果を基に、機構内外の機関が管理するロックフィルダムの安全性の評価の支援に向けた取組を行う。 これらの結果をダム維持管理データベースシステムに取り込むとともに、システムの運用、改良を行い、各現場事務所での施設の点検・検査の実施や劣化損傷への課題対応等を支援する他、職員の技術力の維持・向上を図る。 ② 水路等施設において、I C T等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。 (3) 用地補償技術の維持・向上 用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図るため、用地補償業務マニュアルを活用するほか、これまでの機構における用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成して用地補償に係る内部研修を実施するとともに、関連する外部研修への積極的な参加を図る。 (4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以	率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。①（技術管理課） 特許の取得では、(株)ユーテックと共同出願し、令和3年度に特許権を取得した「発明名称：ワイヤロープウインチ式のゲート開閉装置」について、一部継続審査となっていたが、本年度に継続審査箇所について特許権を取得した。令和元年度に鹿島建設(株)と共同出願した「発明名称：品質管理システム」について、特許権を取得した。 また、「特許権等審査会」を開催し、現在出願中の案件について確認を行う等、知的財産の蓄積・保全を図った。②（技術管理課） また、職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。③（環境課） 技術研究発表会を全国3地区のブロックで開催し、その中から選ばれた優秀論文を本社で開催した技術研究発表会で発表した。発表論文17件のうち、「銅山川3ダム連携シミュレータによる洪水対応」等6件の論文が表彰された。 技術研究発表会で優秀な成績を収めた論文をはじめとして技術に関する70題の論文等を国内外の学会、専門誌等に発表することで、職員の技術力の更なる向上と積極的な情報発信を図った。 その結果、7題の論文が受賞するなど、機構のもつ技術力が外部機関においても高い評価を受けることが出来た。③⑥（技術管理課） これまで機構が培ってきたダム等建設の専門的なノウハウや暗黙知（経験的な知識）、技術力の維持・継承を目的として、滝沢ダム、徳山ダム、大山ダム及び小石原川ダムでの設計・施工に関する技術を収集した。特に、職員自らが経験したダム技術と学んだ反省点、改善点、留意事項を広く収集して形式知として盛り込み、ダム建設に携わる際の実用的なデータベースの構築に取り組んだ。令和5年度は、直近に完成したダムにおける設計・施工に関する技術の収集を行い、写真で見るダム施工、機構の技術史（水を拓く）を編纂するとともに、施工記録映像を施工手順ごとに編集することで、組織として継承し、活用できるよう取り組みに着手した。また、編纂作業については管理所の若手育成、技術力の向上を兼ねて取り組みに着手した。④（ダム設計課） 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、これまでに策定したマニュアル類や検討結果について、L P W Aを活用した分土工流量のデータ収集・管理、水路等施設の機能診断調査に関して水中ドローン等による新技術を活用した機能診断調査を行った際に得た知識やノウハウを機構内L A Nの掲示板に掲示することで組織として継承し、活用できるよう取り組んだ。④（水路設計課） 各事務所から提供される技術資料や図書データを技術情報データベースにデータの蓄積を行うとともに、これらを技術情報提供システムにて提供することで技術の普及及び継承を図った。⑤（センター） 技術継承を目的とした「建設経験者の意見を聞く会」の開催や防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作訓練や統合ダム防災支援システム（ダム群連携最適操作支援システム）の運用により、ダムの防災操作、事前放流、特別防災操作等の高度なダムの操作判断をできる人材を育成し、将来に向けての持続的なダム管理体制の強化を図った。⑦（ダム管理課） (5)他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報の交換や（国研）農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会等を開催し、研究機関等との連携強化を図った。		
--	--	---	---	--	--	--

	下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4ヵ年計画」を策定し、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において毎年度「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術等の研修を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が有する知識・経験や技術を集約する技術情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文を始めとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を	下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。 ① 管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4ヵ年計画」に基づき、決定された技術重点プロジェクトに取り組むことにより、技術力の維持・向上を図る。 ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。 ③ 人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術の研修等を実施し、職員の技術力向上を図る。 また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。 ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。 ⑤ 引き続き、機構が有する知識・経験や技術を集約する技術情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び継承を図る。 ⑥ 技術研究発表会における優秀な論文を始めとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発	また、先進的技術の積極的活用を図るべく、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構をはじめとする5機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結することで連携推進を図った。(センター)		
--	--	---	---	--	--

		行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能の向上に努めるとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題に対応していくため、大学や研究機関等との連携により、他分野を含めた先進的技術を積極的に採り入れ、機構の技術力の積極的な維持・向上を図る。	信を行う。 ⑦ 気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能を更に向上させていくとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。 (5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、研究機関等との協定に基づく連携推進及び技術情報交換等による連携強化を図ることにより、他分野を含めた先進的技術の積極的活用を進める。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	R 5 年度：99%以上	100%	100%	100%				—
	コンクリート塊 (再資源化率)	R 5 年度：99%以上	100%	100%	100%				—
	建設発生木材 (再資源化・縮減率)	R 5 年度：97%以上	100%	100%	100%				—
	建設汚泥 (再資源化・縮減率)	R 5 年度：95%以上	100%	100%	98%				—
	建設混合廃棄物 (排出率)	R 5 年度： 排出率 3.0%以下	1.3% 99% (注 1)	1.1%	0.8%				—
	建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	R 5 年度：98%以上	100%	100%	98%				—
	建設発生土 (建設発生土有効利用率)	R 5 年度：80%以上	93%	100%	100%				—

（注 1）再資源化・縮減率

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめた地方公共団体等へ提供していくこと。 さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、DX推進プロジェクトにより得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて、社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国、地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構管理施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する経験やノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供すること	機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」により得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。 (1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 ① 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 ② 国・地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 ③ 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構の管理する施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する経験やノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供すること	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。 機構の有する経験や知見をまとめ、提供すると共に連携強化を図ったか。	<主要な業務実績> (1)国内の他機関に対する技術支援 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで機構が培ってきた施設の建設・管理等に係る知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 なお、総合技術センターにおいては、5件の業務を受託し、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図った。①（センター） 国・地方公共団体等からダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務を14件受託し、これまで機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行った。②（センター） 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、本体工事を実施中の南摩ダム（思川開発）のほか、早明浦再生事業において、現場を活用した現地見学会を延べ125回開催するとともに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ7回開催した。③（技術管理課） 利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を分かりやすくとりまとめ提供することにより、人材育成支援を行った。③（水路設計課） (2)国際協力の推進 令和5年度においては、NARBO活動の一環として、令和5年10月にインドネシア政府機関と共同で、オンラインセミナーを開催し、同セミナーにはNARBO加盟機関を中心に550名を越える参加があり、主に最近の洪水対策、施設整備に係る話題について、パキスタン、インドネシア、日本からプレゼンテーションを行うなど、第10回世界水フォーラムでのNARBOセッション開催に向けて情報共有を行った。 また、令和6年2月19日にウクライナ復興庁との間で「ウクライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」を交換し、同覚書は、同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、岸田首相やウクライナのシュミハリ首相をはじめとする両国の政府関係者や民間企業の方々の立ち会いのもと披露された。 JICAを通じて、開発途上国の水管理政策を担当する機関への技術支援として、長期専門家（1名）をバングラデシュ国に派遣し、派遣先の現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、日本の経験や技術情報の提供・共有を通じて、技術協力等を実施した。 その他、国際機関などから依頼を受け、現地調査・研修等へ職員を派遣し、これを通じた技術支援、そのほか海外技術者等に係る研修の受け入れも実施した。（国際課） (3)機構施設が有する潜在能力の有効活用 23のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、4,132空m³の流木を有効利用した。 41のダム等において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、合計14,314空m³を有効利用した。 5ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、浦山ダム、長良導水、三重用水、琵琶湖開発、早明浦ダム、新宮ダムで	<評定と根拠> 評定：B ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定 B

	を通じて人材育成支援を行う。	ことを通じて人材育成支援を行う。	は、施設近郊の国、地方公共団体等と調整して、合計約 28,000 m ³ の堆砂土を関係機関の工事等で有効活用した。その他、ダム堆砂中のシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、シルト・粘土の浚渫及び有効活用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めた。①（ダム管理課） 既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計 19 箇所にて約 4,420 万 k Wh 発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計 38 箇所にて約 134 万 k Wh 発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。②（利水課） 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として、管理用発電の導入に向けて関係機関との調整を行った。②（ダム管理課） カーボンニュートラルの実現に向けて令和 5 年 3 月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）が進められることになり、水資源機構では 16 ダムが試行対象となった。 令和 5 年度は、新たに管理を開始した川上ダムを試行対象ダムに加えた 17 ダムにおいて取組を進め、10 ダム（草木、味噌川、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫）において高度化運用の試行要領を策定し、5 ダム（下久保、滝沢、池田、新宮、富郷）で既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、8 ダムで 15 回の高度化運用を実施することで再生可能エネルギーの創出を推進した。また、矢木沢ダムでは、例年春先には融雪出水時の未利用エネルギーを有効に活用するため、融雪水による貯留を担保に、事前に水力発電所の最大使用水量で効率よく貯水位運用を行うことで未利用エネルギーを活用する取組を行った。③（ダム管理課） 循環型社会の形成に取り組むため、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用を図り、建設副産物全 7 項目で再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努めた。④（技術管理課）	
(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダムや水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進すること。 その際、機構は、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理していることから、今後、気象予測技術の精度向上と併せて、ダムの治水容量と利水容量（発電等）をより柔軟に運用すること等により、事前放流の更なる強化や再生可能エネルギー創出を図るなど、治水及び利水の両面に資するとともに気候変動適応策につながる取組を推進すること。	(2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク（NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク））や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。	(2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク（NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク））や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。		
	(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には資源の有効活用の観点から、バイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両面に資する気候変動適応策として、アンサンブル降雨予測等新たな気象予測技術を活用し、低水操作や高水操作などの柔軟	(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。 具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。 ② 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。 ③ 治水と利水の両面に資する気候変動適応策として、アンサンブル降雨予測等、新たな気象予測技術を活用し、洪水調節等によって貯留した水		

		なダム運用により再生可能エネルギー創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。	を洪水後にできる限り発電に利用しながら放流することにより、再生可能エネルギーの創出を図る。 ④ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を以下のとおり定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。また、目標値を定めた品目のほか、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努める。				
4. その他参考情報							
特になし。							

業務実績等報告書様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。 その際、訴求対象やPR ポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平常時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPR ポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意する。 ① 国民のニーズや関心に応えるため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト、SNS 等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、平常時に機構が果たしている役割や業務等も含めて、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS 等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機構業務内容の重要性や必要性	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。 その際、訴求対象やPR ポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意することとする。 ① 水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS 等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS 等の積極的な活用による情報の発信を促進する。 ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機構業務内容の重要性や必要性	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組んだか。 訴求対象等を踏まえ適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進始祖の効果の検証に努めたか。	<主要な業務実績> 広報・広聴活動の充実 水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事務所の各階層において様々な広報の取組を積極的に実施するとともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS 等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構の認知度の向上を図るため、SNS 等の積極的な活用による情報の発信を促進した。特に、能登半島地震の被災地への給水支援に関し、可搬式浄水装置の設置、給水の様子、派遣職員の出発式をXに投稿し多くの方に機構の活動状況を周知することができた。①（広報課） 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々との意見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性について積極的な広報を実施した。②（広報課） 台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供した。特に、能登半島地震の被災地への迅速な給水支援活動に係る記者発表や現地での取材対応は、地元報道機関を始め全国ネットのニュースなど多くの報道機関を通じ機構の給水支援活動の様子が紹介された。③（広報課） 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」及び「水の週間」を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。④（広報課） D X推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得たことを積極的に発信し、機構の認知度の向上を図った。⑤（広報課） 利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演において、水路施設のD X推進プロジェクト等において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。⑤（水路設計課） 令和4年度に機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「令和五年度環境報告書」を作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。⑥（環境課） 令和4年における管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「2022 年水質年報」を取りまとめ、機構ウェブサイトにより公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者や関係機関等に配布して広く情報発信した。⑦（環境課）	<評定と根拠> 評定：B ・ これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B 評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

		について、積極的な広報を実施する。 ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(毎年8月1日)及び「水の週間」(毎年8月1日～7日)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ DX推進プロジェクトにおいて得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年作成し、公表する。 ⑦ 機構施設に係る水質の状況や機構の取組等を取りまとめ、公表する。	についての記事の掲載を促進するなど積極的な広報を実施する。 ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。 ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(8月1日)及び「水の週間」(「水の日」を初日とする一週間)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。 ⑤ 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。 ⑥ 令和4年度における環境保全の取組等を取りまとめた「令和五年度環境報告書」を作成し、公表する。 ⑦ 令和4年における水質の状況と機構の取組等を取りまとめた「2022年水質年報」を作成し、公表する。			
4. その他参考情報						
特になし。						

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	4 事業					—
	環境モニタリング調査実施（実績値）	—	3 事業	4 事業					—
	達成度	—	—	100%					—
	環境保全協議会の設置等（計画値）	—	—	2 事業					—
	環境保全協議会の設置等（実績値）	—	2 事業	2 事業					—
	達成度	—	—	100%					—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、河川管理者、地方公共団体、利水者、地域住民と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮する。 (2) 利水者等の関係機関との連携	(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を4事業で実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて、実施する。 ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、関係機関、利水者、地域住民と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流の取組を積極的に推進する。 ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮する。 (2) 利水者等の関係機関との連携	<定量目標> － <指標> － <評価の視点> 事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図っているか。 利水者等の関係機関と積極的な情報発信等を行っているか。 関係者と協働して水源地域振興等の取組を進めているか。	<主要な業務実績> (1)環境の保全 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、自然環境調査や環境影響予測を実施した。 利根導水路大規模地震対策、思川開発、豊川用水二期、早明浦ダム再生の4事業では、専門家の指導・助言を踏まえて事業による影響を回避、低減及び代償するため、必要に応じて環境調査や、環境保全対策を実施するとともにモニタリング調査を実施した。①（環境課） 管理業務においては、18施設において魚道の機能を確認するための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。 関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、5ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、8ダムでフラッシュ放流、7ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。②（ダム管理課） 高山ダム管理所における施設整備に際して、構造物が周辺の景観と調和するよう、色彩等に配慮した。③（環境課） (2)利水者等の関係機関との連携 機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うため、利水者をはじめとする関係機関に対し、説明会等を実施した。①（管理調整課） 管理業務では、令和5年度事業計画及び令和6年度概算要求等の利水者等説明会を実施した。23施設で管理運営協議会等を開催し、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化に努めた。①（管理調整課） 建設事業では、事業説明会、事業監理協議会等に加え、毎月1回の進捗状況報告や要請に応じた説明会等、利水者及び関係地方公共団体へ細やかな情報提供を行った。 利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象に利水者アンケートを実施して的確なフォローアップを行うなど、サービスの一層の向上を図った。②（管理調整課） 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について、利水者をはじめとする関係機関の理解を促進するため、建設事業に関わる事業進捗説明会、施設見学会及び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。③（ダム設計課） (3)水源地域等との連携 ダム等建設事業等を所管する事務所、53のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。 水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、矢木沢ダム・奈良俣ダムにおける点検放流、下久保ダムにおける清掃活動、豊川用水総合事業部による地元小学校への出前講座、愛知用水総合管理所による上下流交流会、川上ダム、早明浦ダムにおける施設見学会、寺内ダムにおける豪雨災害からの復興を祈念したライトアップなどの上下流交流会等を実施した。①（ダム管理課）	<評定と根拠> 評定：B ・これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

	(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する自治体、住民等と協働で取り組むこと。 また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。 ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。 ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。	利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。 ① 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。 ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。 ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。 (3) 水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核とした上下流交流を実施する。 ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面、湖岸及び湖周辺の利活用を推進する。 ③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組を関		施設周辺地域の方々との交流や情報の共有を図るとともに、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための取組として、一庫ダムにおける「空芯菜を利用した水質浄化と地域活性化」、徳山ダムにおける「ダム堤体内を利用した日本酒の貯蔵による地域活性化」、等を実施した。②（ダム管理課） 流域内の森林保全活動を通じて、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するため、水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進した。③（ダム管理課）		
--	---	---	--	---	--	--

		係者と連携して推進する。	と連携して推進する。				
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。 (2) 人事に関する計画 計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。 安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。 機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に則り、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参	(1) 施設・設備に関する計画 本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証したうえで、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。 (2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。 その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるための内部研修等を実施す	(1) 施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に更新等を次のとおり実施する。 (2) 人事に関する計画 ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。 ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。 ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。 ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるための内部研修等を実施す	<定量目標> — <指標> — <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。	<主要な業務実績> (1)施設・設備に関する計画 本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。(予算課) (2)人事に関する計画 本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画（令和5年度末定員1,393名）を作成して、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意した計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。①（人事課） 繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるよう、事業の進捗状況を踏まえ、思川開発事業、早明浦ダム再生事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事並びに新規事業である寺内ダム再生事業及び筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な人員配置を実施し、効率的な業務遂行を図った。②（人事課） 人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。③（人事課） 機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和6年度の採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、コロナ禍での人材確保を行った。④（人事課） また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施した。 令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、令和6年度研修計画を策定し、人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の習得、人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるための内部研修等を実施した。⑤（人事課） 特に、情報システム特別研修を実施する等、情報処理技術の専門人材の確保・育成に努めるとともに、ITに関係する用語などを分かりやすく掲載したITマガジンを全職員に発信することで機構職員全体のITリテラシーの向上を図った。⑤（特命審議役（IT特命）付） また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。⑤（人事課） また、これらの取り組みに加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。⑤（人事課） 給与水準の適正化に取り組んだ結果、令和5年度給与の対国家公務員指数は〇(対前年比〇ポイント減)、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は〇(対前年比〇ポイント減)となった。 また、令和4年度の給与水準の妥当性について検証を行い、検証結果及び取組状況について、機構のウェブサイトにて公表した。⑥（人事課） ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、在宅勤務制度やWEB会議システムを積極的に活用し、生産性や	<評定と根拠> 評定：B これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考え、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	評定

	考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。	る。 特に、デジタル技術を活用する専門人材の確保・育成及び機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。 ⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。		業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進した。⑦（人事課） (3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び29事務所等で第5期中期目標期間を超える契約を109件行った。(財務課) (4) 積立金の使途 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等に取り組んだ。(企画課) (5) 利水者負担金に関する事項 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。①（管理調整課） 割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還として約17億円を受入れた。②（管理調整課）		
	(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。 (4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。	(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える契約を行う。 (4) 積立金の使途 国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上と	(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える契約を行う。 (4) 積立金の使途 国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向			

	(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。	いった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。	上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 (5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。 ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。				
4. その他参考情報							
特になし。							